

◆平川市からのお知らせ

市・県民税申告相談の前にご確認ください

[申告相談
受付期間] 2月1日(火)~3月15日(火)

令和4年度(令和3年分)の市・県民税の申告相談を2月1日(火)から3月15日(火)まで実施します。順番待ちや申告受付にかかる時間を短縮するため、次に該当する方は、内容をご確認のうえご来場ください。なお、日時や会場については、広報ひらかわ12月号をご覧ください。



1 医療費控除の申告をされる方

1年間に支払った医療費の総額、支払った医療費に対して生命保険や高額療養費などで補てんされた金額を計算し、「医療費控除の明細書」を作成する。

※医療費通知を添付することにより、「医療費控除の明細書」の作成を簡略化することも可能です。

※インフルエンザなどの予防接種費用については、控除の対象となりません。

2 農業、営業などの事業所得や不動産所得のある方

科目ごとに仕分けした経費の金額、収入・支出の合計金額を計算し「収支内訳書」を作成する。

●所得税の還付申告をされる方は、源泉徴収票(写しても可)、申告者本人名義の口座番号のわかるもの、マイナンバーのわかるものを忘れずに持参してください。

●3月16日(水)以降の確定申告書は、本人が税務署へ郵送もしくは直接持参することになります。

※重要なお知らせ※

・新型コロナウイルス感染症対策として、今年度の申告相談の受付を**午前80人、午後80人、夜間50人程度に人数制限**をさせていただきます。受付状況によっては、後日の来庁をお願いする場合がありますのでご了承ください。

・市では、今年度より申告相談時に作成した確定申告書の税務署への引継ぎを、データで実施することとしております。その際、「データで引き継がない文字」を「引き継げる文字」に変換する必要があるため、**作成する申告書の文字が本来の住所、氏名の文字とは異なる場合があります**のでご了承ください。

[問合せ] 税務課 住民税係 ☎44-1111 (内線1241)

国民健康保険税の社会保険料控除について

納付した国民健康保険税は、確定申告などで社会保険料控除として申告することができます。確定申告のときに国民健康保険税を納付した領収書や証明書を添付する必要はありませんが、納付額を確認したい場合や領収書を紛失した場合などは税務課や各支所の窓口で、納付確認書を無料で交付していますのでご利用ください。

なお、国民健康保険税は世帯主が納税義務者となり、加入者個人ごとの納付額に関する対応はいたしかねますのでご了承ください。

[問合せ] 税務課 収納係 ☎44-1111 (内線1265)

◆黒石税務署からのお知らせ

令和3年分確定申告書作成会場をご利用される方へ

黒石税務署の申告書作成会場は、黒石税務署2階大会議室です。

●開設期間 2月16日(水)~3月15日(火)
(土日祝日を除く)

●受付時間 9:00~16:00

●開設時間 9:00~17:00

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

[問合せ] 黒石税務署 ☎52-4111

※確定申告に関する相談は専用窓口で対応します。1月14日(金)から3月15日(火)の期間は、自動音声案内で「0」番を選択してください。それ以外の期間は「1」番を選択してください。「電話相談センター」につながります。